

省 令

○農林水産省令第二十四号
 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）
 第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
 る。

平成四年五月六日

農林水産大臣 田名部匡省

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
 植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
 七十三号）の一部を次のように改正する。
 別表一の一の項及び二の二の項の植物の欄中
 「及びワシントンネーブル種のスワイートオレン
 ジ」の下に「並びにレモン」を加え、同表の四の
 項植物の欄中「輸入されるビンダ種、ランバート
 種」の下に「レニア種」を加え、「サム種、ド
 ソン種」を「サミット種、サム種、ステラ種、ド
 ソン種、バィラット種」に改める。

附 則

この省令は、平成四年五月十二日から施行する。